

○奈良県警察装備資機材開発改善委員会規程の制定について

(平成3年3月27日例規第12号)

[沿革] 令和3年3月例規第16号改正

別記のとおり制定し、平成3年4月1日から施行することとしたので、下記事項に留意し、職員の提案意欲の向上に特段の努力を払われたい。

記

第1 制定の趣旨

警察装備資機材の開発改善の提案及び関連業務については、奈良県警察事務合理化委員会規程（昭和35年2月奈良県警察本部訓令第1号）等に基づき実施してきたところであるが、警察装備資機材の開発改善の提案について、事務の合理化提案制度と分離し、本規程を制定して推進体制を確立することにより、職員の開発改善に関する意識を高め、警察の装備資機材の質的向上を促進し、もって警察運営の効率的な推進を図ろうとするものである。

第2 運用解釈上の留意事項

1 委員会の任務（第3条関係）

開発改善を効果的に推進する上で最も重要なことは、ニーズの探索及び把握であるので、奈良県警察装備資機材開発改善委員会（以下「委員会」という。）は、職員の開発改善に関する意欲の高揚に配慮すること。

また、提案については、直ちに調査・研究に移るなど速やかに開発改善のルートにのせること。

2 委員会の会議（第5条関係）

委員会は、必要に応じて提案の審査、開発改善業務の推進状況の反省検討等を実施し、業務の円滑な推進を図ること。

3 専門部会（第6条関係）

専門部会は、提案のうち、警察運営の効率化に効果的と認められるものについて、その費用対効果、他府県等における実施状況その他提案の採否の決定等に必要な調査、研究を行わせるため、必要の都度設置するものである。

なお、研究事項のうち、大学、企業等の研究機関に委嘱できる場合は、警察のみでは実施が困難なものとする。

4 提案について（第7条関係）

所属職員が行う提案は、警察装備資機材の開発改善に関するものであればすべて行うことができ、職員は、自ら制作した試作品はもとより、単なるアイデアについて

ても、積極的に提案すること。

5 提案内容の報告について（第8条関係）

- (1) 提案は、更に調査・研究を要するものも多いことから、その審査に当たっては、提案に係るアイデアで採否を行うことなく、所属において提案内容が技術的に開発可能なものかの判断を行うなど調査等を行った上で採否を決定すること。
- (2) 委員会に対する提案は、提案の有無にかかわらず四半期に1回行うこととし、その報告に当たっては、これに対する所属長の意見を付すこと。
- (3) 所属長は、提案受理簿（様式第1号）を備え、提案の処理経緯を明らかにしておくこと。

6 委員会における審査について（第9条関係）

- (1) 委員会における提案の審査は、所属長を経て報告された提案について行うものとする。
- (2) 委員会は、提案受理簿（様式第2号）を備え、提案の処理経緯を明らかにしておくこと。

7 提案事項の試作について（第10条関係）

委員会において採用された提案事項を専門部会において試作することが困難な場合とは、実験を要するもの、経費がかさむもの、長期の研究を要するもの等が考えられ、このようなものについては、委員会と協議の上、民間企業等に委託するなど所要の措置をとることとなる。

8 コンクールの実施（第11条関係）

奈良県警察装備資機材開発改善コンクールへの出品は、委員会で採用された提案の中から試作品等を選定し、出品手続きを行うこと。

なお、当県における優秀作品数点を警察庁主催の全国警察開発改善コンクールに出品することとする。

9 賞揚（第12条関係）

試作品等が、職務上特に功績があると認められ、表彰又は顕彰を受けた者については、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年3月奈良県人事委員会規則第15号）第38条の規定による特別昇給の手続きを行うものとする。

なお、試作品等のうち、特許権を取得した場合は、奈良県職員がした発明等の取扱いに関する条例（昭和29年12月奈良県条例第51号）により権利の承継、登録補償金及び実績補償金等の手続きを行うこととなるので留意すること。

（様式省略）